

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月18日
【計算期間】	第10期（自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日）
【ファンド名】	シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）
【発行者名】	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	黒田（玉置）圭子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）（以下、「ファンド」ということがあります。）は「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

ファンドは、主としてシュローダー日本マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）^{（注1）} 受益証券に投資し、信託財産の成長を目的として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／国内／株式に属します。

運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）^{（注2）} をベンチマーク^{（注3）} とします。

ファンドは、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（注1）主としてわが国の株式等に投資を行う証券投資信託です。ファミリーファンド方式（後記「(3)ファンドの仕組み ①ファンドの仕組み」を参照）におけるマザーファンドとして、有価証券等への投資を行うファンドです。

（注2）TOPIX（東証株価指数）は、わが国株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。

（注3）ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	
一般	年2回	日本		
大型株				
中小型株	年4回	北米		
債券				
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産	その他 ()	アフリカ		
(投資信託証券				中近東 (中東)
(株式 一般))				
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンドを通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいいます。

ファミリーファンド

目論見書又は投資信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

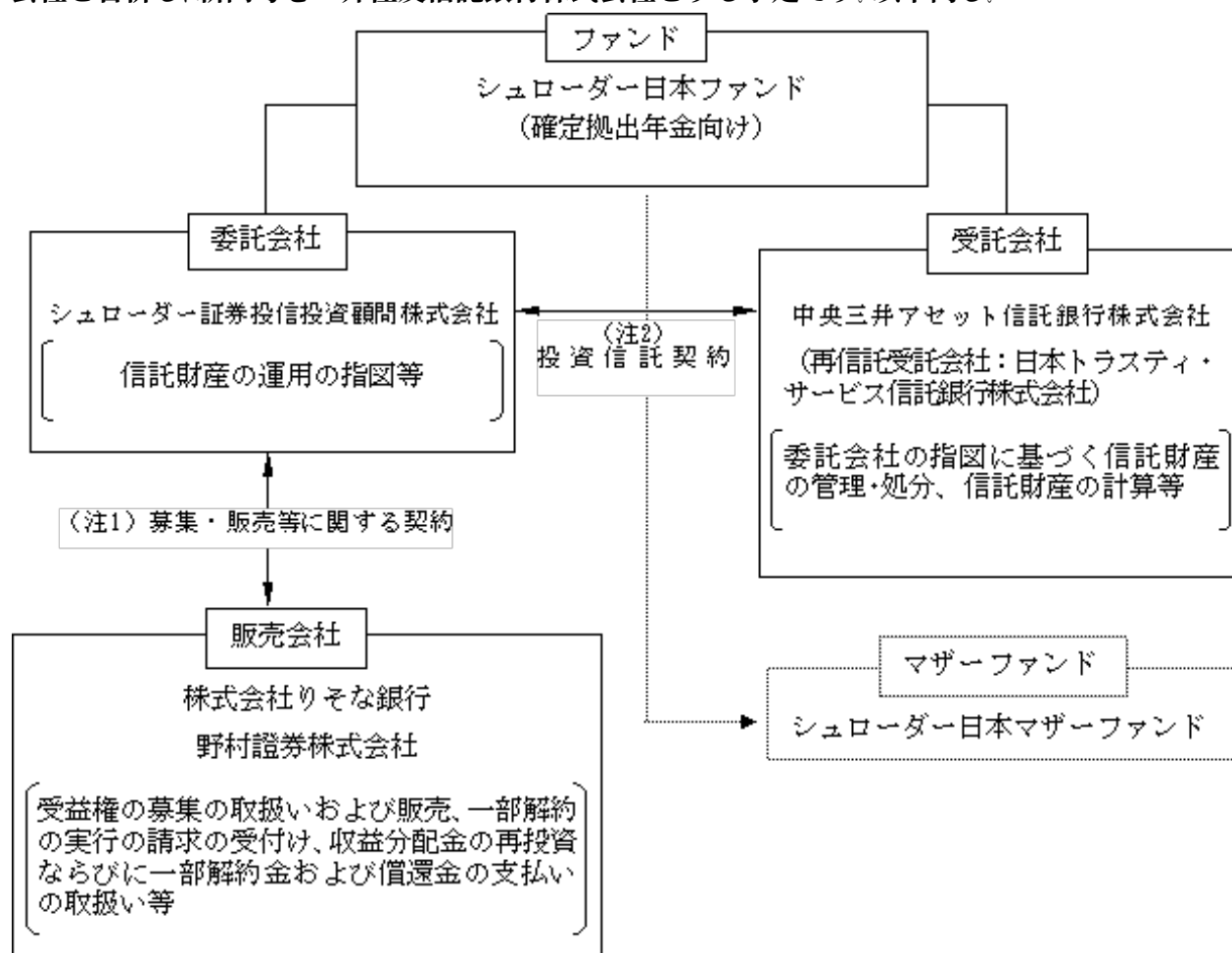
ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け））とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー日本マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



②ファンドの関係法人

	名 称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社* （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。
販売会社	株式会社りそな銀行 野村證券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

*関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。以下同じ。



（注1） 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

（注2） 投資信託契約

受託会社と委託会社との間で「シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け） 証券投資信託契約書」が締結されます。

信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

③委託会社の概況**1. 資本金の額 490百万円（平成23年8月末現在）****2. 沿革**

昭和60年12月10日 （株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年 4月 3日 シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

（平成23年8月末現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（注）	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウイン スキーラールン	9,800株	100%

（注）シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約26.5兆円（2011年6月末現在、1英ポンド=129.66円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

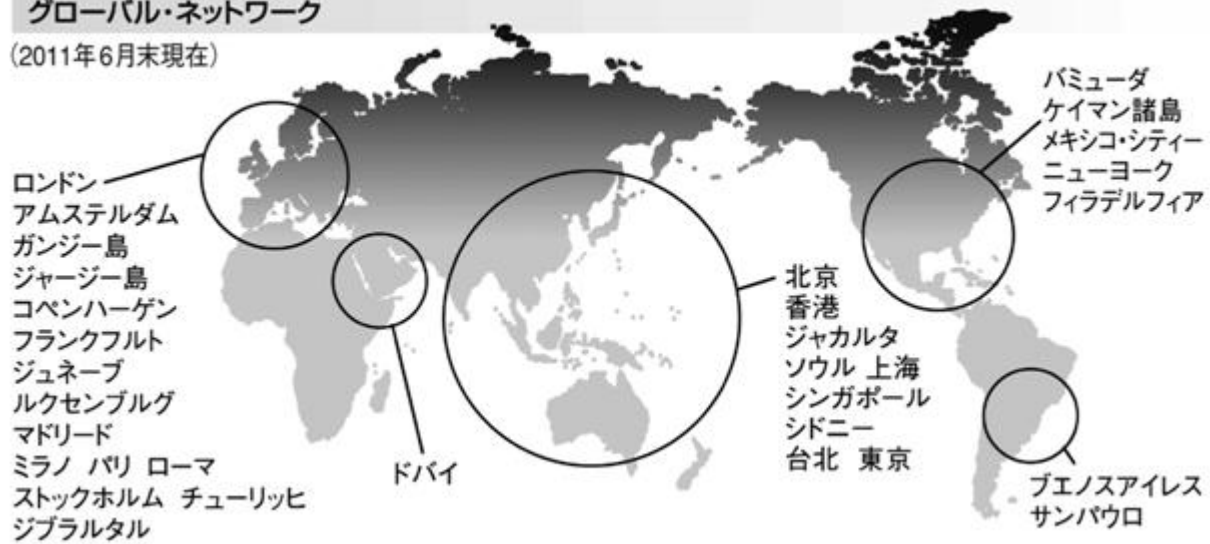
シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」

（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後も、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの主要拠点

**シュローダー・グループの
グローバル・ネットワーク**

(2011年6月末現在)



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<投資態度>

- ①シュローダー日本マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては、直接株式等に投資を行うことがあります。
- ②TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。
- ③株式の投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性を見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。
- ④株式等の実質組入比率^(注)については原則として高位に保ち積極的な運用を行います。
- ⑤株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

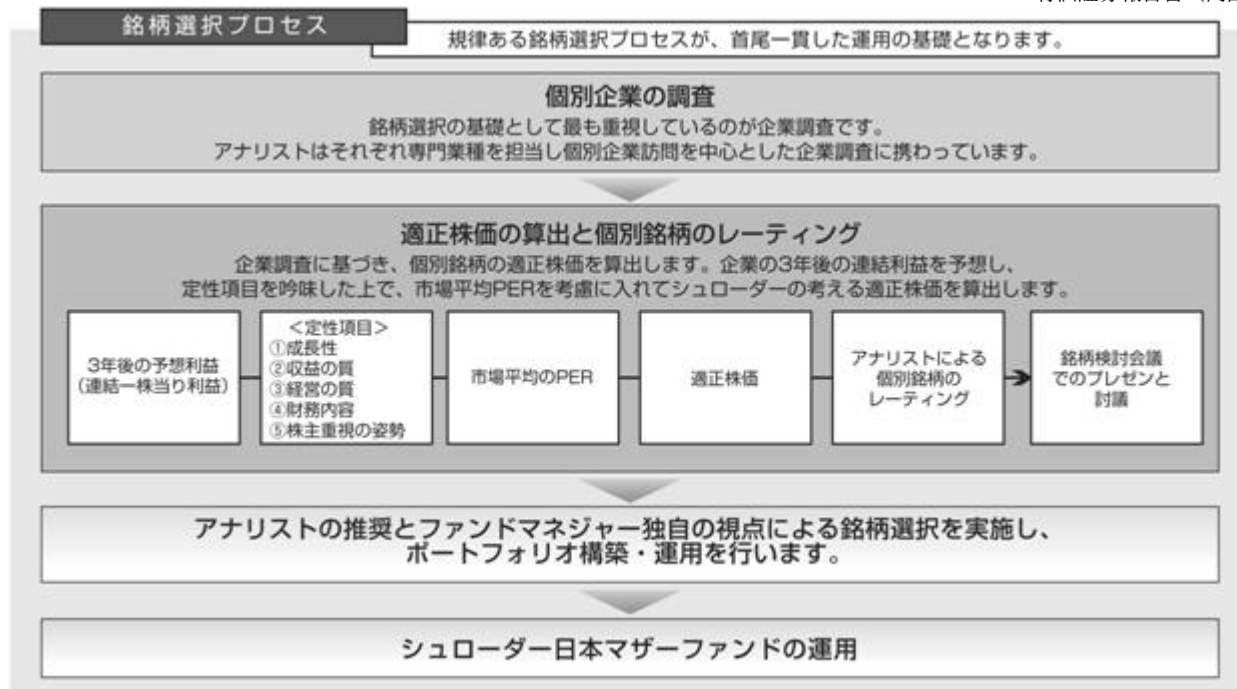
(注) 実質組入比率とは、ファンドに属する株式等の時価総額とマザーファンドに属する株式等のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める株式等の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の割合をいいます。

<運用方針>

- ①ファンドおよびマザーファンドの株式の投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性を見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。その際、企業の成長性と株価の割安性を考慮して銘柄を選択します。将来、高い利益成長が予想される銘柄を投資対象としますが、投資時点での株価がすでにその水準を反映したもの以上であると思われる場合は対象外とします。企業の成長性と株価の割安性の両面を追求した銘柄選択で、長期的に安定したパフォーマンスを目指します。この銘柄選択手法をGARP（グロース・アット・リーズナブル・プライス）といいます。社内で算出された銘柄の適正株価と、実際の株価との比較から、成長性もあり株価にも割安感があると思われる銘柄を発掘します。



- ②シュローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、アクティブ運用を行います。銘柄選択に際しては、規模（時価総額の大小）・業種別比率を限定しません。



2011年8月末現在

※上記の運用方針は、今後、変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限⑩、⑪、⑫および⑬」に定めるものに限ります。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

②運用（有価証券）の指図範囲（信託約款第17条第1項）

委託者は、信託金を、主としてシュローダー証券投信投資顧問株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（親投資信託および短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付

社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、2. から6. の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書を以下「株式」といい、2. から5. までの証券および7. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲（信託約款第17条第2項）

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の指図、スワップ取引の指図、金利先渡取引の指図、クレジットデリバティブ取引の指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入を行うことができます。（詳細は、後記「(5)投資制限」をご覧ください。）

(3) 【運用体制】

□運用体制

シュローダー証券投信投資顧問（国内株式運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー証券投信投資顧問が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。

[当社]

[シュローダー・グループ各海外拠点の運用チーム]

〈日本を除く〉

国内株式運用*1

国内債券運用*2

外国株式運用*3

外国債券運用*4

株式各運用チーム

グローバル株式
 エマージング株式
 アジア(除く日本)株式
 欧州株式
 英国株式
 米国株式
 計量株式運用 他

企業リサーチ**債券各運用チーム**

グローバル債券
 米国債券
 汎欧州債券
 アジア債券
 グローバルクレジット戦略
 他

経済分析**クレジットリサーチ****オルタナティブ各運用チーム**

新興国債券
 コモディティ
 ヘッジファンド
 複数資産のバランス運用
 他

- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
 *2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
 *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
 *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

□内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年8月24日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
5. 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
6. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対して、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<約款で定める投資制限>

①株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法 (3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥投資信託証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

⑧投資する株式等の範囲（信託約款第19条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、わが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（信託約款第21条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次の（イ）から（へ）までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の（イ）から（へ）までに掲げる株券数の合計を超えないものとします。
 - （イ） 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - （ロ） 株式分割により取得する株券
 - （ハ） 有償増資により取得する株券
 - （ニ） 売出しにより取得する株券
 - （ホ） 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞ

れ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第22条）

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（ロ）において同じ。）との合計額の範囲内とします。

- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受け取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る当該金額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受け取る当該金額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲とします。

- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑩で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

- (イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 上記3.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図（信託約款第23条の2）

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記

時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4.金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5.委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6.「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬クレジットデリバティブ取引の運用指図（信託約款第23条の3）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

⑭有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款第25条）

1.委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

（イ）株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2.（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3.委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮資金の借入れ（信託約款第33条）

1.委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。

2.委託者は1.の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

3.委託者は1.に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

4.1.に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。

（イ） 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金及び償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。

（ロ） かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。

- (ハ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。
- 5.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
- 6.収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 7.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

（参考）マザーファンドの約款で定める投資制限

<マザーファンドの投資態度>

- ①主として、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。
- ②運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。
- ③株式の投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。
- ④株式等の組入比率については原則として高位に保ち積極的な運用を行います。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.有価証券
- 2.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記<マザーファンドの約款で定める投資制限>⑨、⑩、⑪および⑫に定めるものに限ります。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

②運用（有価証券）の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、2. から6. の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書を以下「株式」といい、2. から5. までの証券および7. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の指図、スワップ取引の指図、有価証券の貸付けの指図を行うことができます。

<マザーファンドの約款で定める投資制限>

①株式への投資

株式への投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の信用取引の指図は、次の（イ）から（ヘ）までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計を超えないものとします。
 - （イ） 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - （ロ） 株式分割により取得する株券
 - （ハ） 有償増資により取得する株券
 - （ニ） 売出しにより取得する株券
 - （ホ） 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券
 - （ヘ） 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

⑧投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - （イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の取引所によらないで行う金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - （イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範

囲内とします。

- (ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全額解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
5. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
4. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
5. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商

品取引法第2条第21項第5号イおよび同条第22項第6号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

⑬有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

（イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2.（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

3 【投資リスク】

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

(1)組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。

組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

(2)その他のリスクおよび留意点

・組入株式の規模・業種別比率に関する留意点

ファンドおよびマザーファンドは規模(時価総額の大小、以下同じ)・業種別の投資比率を限定しないので、銘柄選択の結果として規模・業種別比率が偏ることもあり、特定のカテゴリーの影響を大きく受けることがあります。

・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

・短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入と売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・買付・解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けた当該申込みの受付けを取り消す場合があります。

・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドおよびマザーファンドが投資を行うわが国の株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代

ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行う（原則として信託期間は無期限）ために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(3) リスク管理

① 運用評価

リスク管理のプロセスとして、銘柄選択の過程そのものにおける管理を重視し、参考としてポートフォリオの全体像においてチェックを実施します。具体的には、調査による銘柄選択が最大のリスク管理と考えており、投資対象について徹底したファンダメンタルズ分析を行います。株式については十分な分散を行うことでリスクを軽減します。

ポートフォリオの計量的検証に関しては、事後的検証としてバーラを利用して、推定トラッキングエラーの推計、リスク分解・各種リスクインデックスの把握を行い、これをモニターしております。

② 内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

④外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）※準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

※グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2) 【換金手数料】

該当事項はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（括弧内は税抜表示）

純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	年1.3965% (年1.3300%)	年0.7350% (年0.7000%)	年0.5775% (年0.5500%)	年0.0840% (年0.0800%)
500億円超1,000億円以下の部分	年1.3440% (年1.2800%)	年0.6825% (年0.6500%)	年0.5775% (年0.5500%)	年0.0840% (年0.0800%)
1,000億円超の部分	年1.2915% (年1.2300%)	年0.6300% (年0.6000%)	年0.5775% (年0.5500%)	年0.0840% (年0.0800%)

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額
2. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
3. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。
 - ① ファンド監査費用
 - ② 法律顧問・税務顧問への報酬
 - ③ 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - ④ 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - ⑤ 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - ⑥ 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - ⑦ 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - ⑧ 投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記3.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）

を上限としてこれを変更することができます。上記3.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※(4)その他の手数料等のうち、1.から2.の費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金制度に係る当ファンドの収益分配金、換金時の値上がり益、償還差益は、原則としていずれも非課税^(注)となります。

(注)確定拠出年金法第8条に定められた資産管理契約に係る資産管理機関および同法第2条第5項に定義される連合会(同法第61条に基づき連合会より事務委託を受けた者を含む)の場合です。

※上記の税の取扱いは、平成23年8月末現在で適用されている税の取扱いを基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成23年8月末現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,737,160,464	100.03
コール・ローン、金銭信託、その他（負債控除後）	—	△1,243,039	△0.03
合計（純資産総額）	—	4,735,917,425	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(注3) 「国／地域」は、ファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年8月末現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	シュローダー日本マ ザーファンド	5,101,400,457	0.8958	4,569,834,530	0.9286	4,737,160,464	100.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（円） （分配落）	純資産総額（円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
第1期	（平成14年 8月26日）	293,643,486	293,643,486	0.9596	0.9596
第2期	（平成15年 8月25日）	425,413,704	425,413,704	0.9566	0.9566
第3期	（平成16年 8月24日）	1,140,724,516	1,140,724,516	1.0911	1.0911
第4期	（平成17年 8月24日）	1,574,306,012	1,574,306,012	1.2031	1.2031
第5期	（平成18年 8月24日）	2,473,983,196	2,473,983,196	1.4712	1.4712
第6期	（平成19年 8月24日）	2,774,385,853	2,774,385,853	1.4880	1.4880
第7期	（平成20年 8月25日）	2,767,551,756	2,767,551,756	1.0951	1.0951
第8期	（平成21年 8月24日）	3,840,351,008	3,840,351,008	0.9598	0.9598
第9期	（平成22年 8月24日）	3,886,253,219	3,886,253,219	0.8459	0.8459
第10期	（平成23年 8月24日）	4,528,962,455	4,528,962,455	0.8722	0.8722
	平成22年 8月末日	3,856,025,749	—	0.8387	—

平成22年 9月末日	4,016,138,669	—	0.8747	—
平成22年10月末日	3,950,359,910	—	0.8561	—
平成22年11月末日	4,179,881,985	—	0.9021	—
平成22年12月末日	4,468,245,703	—	0.9601	—
平成23年 1月末日	4,623,432,576	—	0.9868	—
平成23年 2月末日	4,782,468,959	—	1.0251	—
平成23年 3月末日	4,691,432,643	—	0.9819	—
平成23年 4月末日	4,818,095,628	—	0.9543	—
平成23年 5月末日	4,814,357,737	—	0.9519	—
平成23年 6月末日	4,961,103,111	—	0.9676	—
平成23年 7月末日	4,952,183,899	—	0.9688	—
平成23年 8月末日	4,735,917,425	—	0.9039	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第1期	△4.0
第2期	△0.3
第3期	14.1
第4期	10.3
第5期	22.3
第6期	1.1
第7期	△26.4
第8期	△12.4
第9期	△11.9
第10期	3.1

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

（参考）シュローダー日本マザーファンド

(1)投資状況

（平成23年8月末現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	61,221,990,650	98.58
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	884,884,076	1.42
合計（純資産総額）	-	62,106,874,726	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

（注3）「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

（平成23年8月末現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	2,816,300	826.00	2,326,263,800	820.00	2,309,366,000	3.72
2	日本	株式	三井物産	卸売業	1,362,300	1,453.21	1,979,709,587	1,302.00	1,773,714,600	2.86
3	日本	株式	K D D I	情報・通信業	2,957	528,000.00	1,561,296,000	570,000.00	1,685,490,000	2.71
4	日本	株式	ハイレックスコーポレーション	輸送用機器	1,252,700	1,455.79	1,823,668,133	1,307.00	1,637,278,900	2.64
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	718,200	3,027.67	2,174,474,033	2,255.00	1,619,541,000	2.61
6	日本	株式	上村工業	化学	506,300	3,557.32	1,801,074,413	3,155.00	1,597,376,500	2.57
7	日本	株式	富士機械製造	機械	1,062,800	1,904.13	2,023,709,364	1,341.00	1,425,214,800	2.29
8	日本	株式	エスケー化研	化学	443,000	3,170.00	1,404,310,000	3,150.00	1,395,450,000	2.25
9	日本	株式	メッセージ	サービス業	5,066	236,200.00	1,196,589,200	275,000.00	1,393,150,000	2.24
10	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	820,150	2,222.97	1,823,174,807	1,569.00	1,286,815,350	2.07
11	日本	株式	ナフコ	小売業	851,100	1,427.83	1,215,226,520	1,455.00	1,238,350,500	1.99
12	日本	株式	クリエイトSDホールディングス	小売業	728,800	1,880.00	1,370,144,000	1,694.00	1,234,587,200	1.99
13	日本	株式	リロ・ホールディング	不動産業	723,000	1,667.55	1,205,638,650	1,479.00	1,069,317,000	1.72
14	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	1,351,000	1,189.48	1,606,998,020	772.00	1,042,972,000	1.68
15	日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	535,000	2,124.12	1,136,404,200	1,850.00	989,750,000	1.59
16	日本	株式	A Tグループ	小売業	923,000	1,010.00	932,230,000	1,040.00	959,920,000	1.55
17	日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	1,945,000	471.70	917,456,500	479.00	931,655,000	1.50
18	日本	株式	ナカニシ	精密機器	126,200	8,742.37	1,103,288,162	7,310.00	922,522,000	1.49
19	日本	株式	T & K TOKA	化学	946,900	1,235.00	1,169,421,500	938.00	888,192,200	1.43
20	日本	株式	SANKYO	機械	221,300	4,620.00	1,022,406,000	3,910.00	865,283,000	1.39
21	日本	株式	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	証券・商品先物取引業	3,430,000	280.40	961,793,517	250.00	857,500,000	1.38
22	日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	15,302,500	72.90	1,115,620,563	54.00	826,335,000	1.33
23	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,276	722,000.00	921,272,000	636,000.00	811,536,000	1.31
24	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	1,140,000	794.00	905,160,000	702.00	800,280,000	1.29
25	日本	株式	日揮	建設業	366,000	1,834.00	671,244,000	2,157.00	789,462,000	1.27
26	日本	株式	N K S Jホールディングス	保険業	1,757,000	616.00	1,082,312,000	449.00	788,893,000	1.27
27	日本	株式	J Xホールディングス	石油・石炭製品	1,574,300	574.00	903,648,200	482.00	758,812,600	1.22
28	日本	株式	ミライト・ホールディングス	建設業	1,238,400	616.00	762,854,400	611.00	756,662,400	1.22
29	日本	株式	任天堂	その他製品	56,100	14,053.36	788,393,816	13,400.00	751,740,000	1.21
30	日本	株式	沖縄セルラー電話	情報・通信業	4,105	179,500.00	736,847,500	170,200.00	698,671,000	1.12

（注）「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表

記しております。

種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	卸売業	13.43
		小売業	10.25
		化学	9.91
		輸送用機器	8.22
		サービス業	7.34
		情報・通信業	6.16
		機械	6.11
		銀行業	6.00
		不動産業	4.55
		建設業	4.40
		電気機器	3.41
		保険業	3.34
		精密機器	1.88
		ガラス・土石製品	1.68
		その他金融業	1.59
		電気・ガス業	1.50
		医薬品	1.49
		証券、商品先物取引業	1.38
		陸運業	1.31
		石油・石炭製品	1.22
		その他製品	1.21
		ゴム製品	0.82
		鉄鋼	0.51
		倉庫・運輸関連業	0.34
		食料品	0.33
		パルプ・紙	0.21
合計		—	98.58

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する、各業種の評価額比率です。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	国／地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	東京証券取引所	東証株価指数先物	買建	80	日本円	617,742,000	616,800,000	0.99

（注1）株価指数先物の評価にあたっては、取引所の発表する精算値段または証拠金算定基準値段を用いております。

（注2）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率です。

（注3）「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

<参考情報>

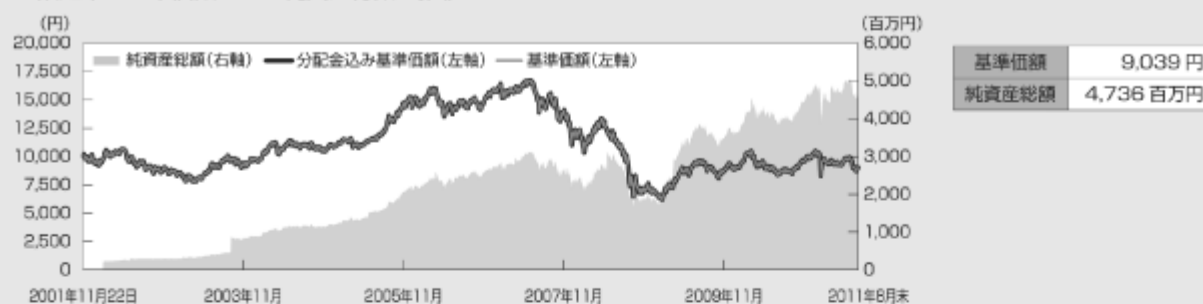
以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2011年8月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：2001年11月22日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2007年8月	0円
2008年8月	0円
2009年8月	0円
2010年8月	0円
2011年8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ 組入上位業種 ■

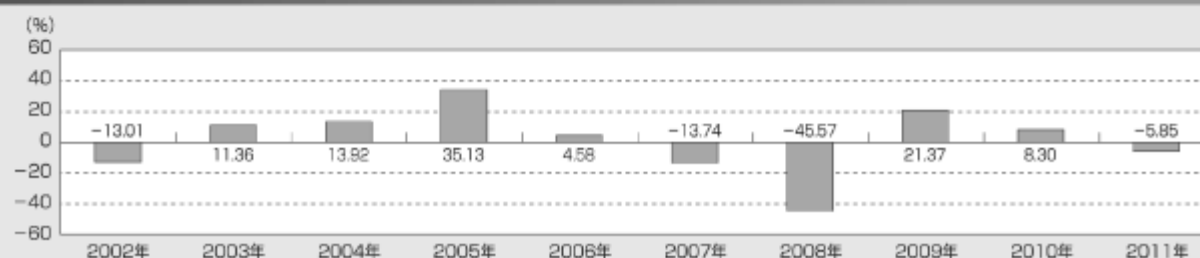
順位	業種	投資比率(%)
1	卸売業	13.43
2	小売業	10.25
3	化学	9.91
4	輸送用機器	8.22
5	サービス業	7.34

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	伊藤忠商事	卸売業	3.72
2	三井物産	卸売業	2.86
3	KDDI	情報・通信業	2.71
4	ハイレックスコーポレーション	輸送用機器	2.64
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.61
6	上村工業	化学	2.57
7	富士機械製造	機械	2.29
8	エスケー化研	化学	2.25
9	メッセージ	サービス業	2.24
10	T&Dホールディングス	保険業	2.07

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※2011年は1月から8月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第1期	311,490,249	5,491,550
第2期	169,874,549	31,136,696
第3期	759,019,638	158,313,430
第4期	464,945,697	201,884,268
第5期	710,358,528	337,227,606
第6期	626,175,130	443,351,111
第7期	1,031,952,067	369,092,339
第8期	1,898,828,789	424,890,784
第9期	1,335,930,570	743,134,826
第10期	1,311,539,691	713,130,362

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

<買付申込みの受付け>

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込みの受付けは、原則として午後3時までで販売会社の定める時間内に買付申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分として受け付けます。この時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込みの受付けを取り消すことがあります。

ファンドは、収益の分配が行われた場合、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用です。申込みの際には、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」にしたがって契約を締結します。

<買付価額と申込代金>

受益権の買付価額は、買付申込日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額となります。

※自動けいぞく投資契約に基づき分配金を再投資する場合、受益権の買付価額は各計算期間終了日の基準価額とします。

また、申込代金は、買付申込日の翌営業日までに販売会社にお支払いいただきます。

なお、販売会社から別に定める所定の方法により、上記の期日以前に買付申込代金をお支払いいただく場合があります。

<申込単位>

1円以上1円単位

※自動けいぞく投資契約に基づき分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

< 振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録 >

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金(解約)手続等】

一部解約（解約請求）

<換金（解約）申込みの受付け>

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までで販売会社が定める時間内に一部解約の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けに係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込分として受け付けます。この時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために、委託者の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

<換金価額>

換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から信託財産留保額^{（注）}を控除した価額とします。

換金代金は、一部解約の実行の請求日の換金価額となります。

（注）「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。（当ファンドの場合は、一部解約の申込日の基準価額の0.3%）

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して5営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

<換金の申込単位>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

< 振替受益権の振替口座簿への減少の記録または記載 >

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手元で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。

（注）当ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
国内株式	上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場により評価

※上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は原則として、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「日本DC」として掲載されます。なお、販売会社または後記「照会先」においてもご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成13年11月22日（当初信託設定日）より無期限とします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年8月25日から翌年8月24日までとします。ただし、第1計算期間については、平成13年11月22日から平成14年8月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1. ファンドの償還条項と信託の終了

（イ）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（ロ）委託会社は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると

き、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託を終了させることができます。

- (ハ) 上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「4. 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (チ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託者はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2.運用報告書

委託会社は、毎年8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3.信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととします。

- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）から（ホ）までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日より1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

1. 償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替の口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権に係る抹消手続きと引換えに支払われます。

2. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

3. 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって換金申込をすることができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 一部解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

3. 一部解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内(一月を下らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑥受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

(照会先)

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1379

(受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成21年8月25日から平成22年8月24日まで）及び第10期計算期間（平成22年8月25日から平成23年8月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年8月24日現在)	第10期 (平成23年8月24日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,916,610,363	4,563,340,524
未収入金	1,832,023	2,985,552
流動資産合計	3,918,442,386	4,566,326,076
資産合計	3,918,442,386	4,566,326,076
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,832,023	2,985,552
未払受託者報酬	1,707,277	1,965,423
未払委託者報酬	26,676,728	30,709,638
その他未払費用	1,973,139	1,703,008
流動負債合計	32,189,167	37,363,621
負債合計	32,189,167	37,363,621
純資産の部		
元本等		
元本	4,594,052,607	5,192,461,936
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△707,799,388	△663,499,481
（分配準備積立金）	231,866,294	200,320,648
元本等合計	3,886,253,219	4,528,962,455
純資産合計	3,886,253,219	4,528,962,455
負債純資産合計	3,918,442,386	4,566,326,076

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日)	第10期 (自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△485,737,533	143,318,756
営業収益合計	△485,737,533	143,318,756
営業費用		
受託者報酬	3,230,002	3,776,494
委託者報酬	50,470,030	59,007,555
その他費用	1,973,139	1,703,008
営業費用合計	55,673,171	64,487,057
営業利益又は営業損失（△）	△541,410,704	78,831,699
経常利益又は経常損失（△）	△541,410,704	78,831,699
当期純利益又は当期純損失（△）	△541,410,704	78,831,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△26,889,832	61,064,421
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△160,905,855	△707,799,388
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,139,508	103,796,890
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,139,508	103,796,890
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,512,169	77,264,261
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	65,512,169	77,264,261
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△707,799,388	△663,499,481

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第9期 自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	第10期 自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期別 項目	第9期 [平成22年8月24日現在]	第10期 [平成23年8月24日現在]
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	4,001,256,863円 1,335,930,570円 743,134,826円	4,594,052,607円 1,311,539,691円 713,130,362円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,594,052,607口	5,192,461,936口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は707,799,388円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は663,499,481円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別 項目	第9期 自 平成21年 8月25日 至 平成22年 8月24日	第10期 自 平成22年 8月25日 至 平成23年 8月24日
分配金の計算過程	計算期末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,648,643,592円)及び分配準備積立金(231,866,294円)より、分配対象収益は1,880,509,886円(1万口当たり4,093.34円)ですが分配を行っておりません。	計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,925,951,109円)及び分配準備積立金(200,320,648円)より、分配対象収益は2,126,271,757円(1万口当たり4,094.90円)ですが分配を行っておりません。

(追加情報)

第9期 自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	第10期 自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。	-

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第9期 自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	第10期 自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第9期 [平成22年8月24日現在]	第10期 [平成23年8月24日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第9期（平成22年8月24日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△457,577,845円
合 計	△457,577,845円

第10期（平成23年8月24日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	102,180,781円
合 計	102,180,781円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第9期（自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期（自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	期別	第9期 [平成22年8月24日現在]	第10期 [平成23年8月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.8459円 (8,459円)	0.8722円 (8,722円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券 面 総 額	評 価 金 額	備 考
親投資信託受益証券	シュローダー日本マザーファンド	5,094,151,065	4,563,340,524	
合 計		5,094,151,065	4,563,340,524	

注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは「シュローダー日本マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー日本マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

シュローダー日本マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	注記 番号	[平成22年8月24日現在]	[平成23年8月24日現在]
			金 額	金 額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			671,183	704,090
コール・ローン			531,990,356	866,736,289
株式			60,526,610,750	59,109,903,550
未収入金			36,804,403	445,268,627
未収配当金			75,381,200	65,723,050
未収利息			728	1,187

前払金		6,720,000	16,140,000
差入委託証拠金		6,615,000	49,680,000
流動資産合計		61,184,793,620	60,554,156,793
資産合計		61,184,793,620	60,554,156,793
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		8,096,025	21,937,800
未払金		2,960,729	137,281,922
未払解約金		23,538,540	233,287,489
流動負債合計		34,595,294	392,507,211
負債合計		34,595,294	392,507,211
純資産の部			
元本等			
元本		71,371,829,639	67,163,291,312
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△ 10,221,631,313	△ 7,001,641,730
元本等合計		61,150,198,326	60,161,649,582
純資産合計		61,150,198,326	60,161,649,582
負債純資産合計		61,184,793,620	60,554,156,793

(注)「シュローダー日本マザーファンド」の計算期間は原則として毎年2月25日から翌年2月24日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成22年8月24日及び平成23年8月24日における同ファンドの状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間	自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、平成21年9月23日までは金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	株価指数先物取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	[平成22年8月24日現在]	[平成23年8月24日現在]
1. 期首元本額		79,867,915,100円	71,371,829,639円
期中追加設定元本額		4,141,222,598円	3,975,827,192円
期中解約元本額		12,637,308,059円	8,184,365,519円
元本の内訳			
ファンド名			
シュローダー日本ファンド		3,398,455,243円	2,890,332,079円
シュローダー日本ファンド (野村SMA向け)		879,668,690円	1,879,437,387円
シュローダー日本ファンドVA (適格機関投資家専用)		62,522,498,466円	57,299,370,781円
シュローダー日本ファンド (確定拠出年金向け)		4,571,207,240円	5,094,151,065円
計		71,371,829,639円	67,163,291,312円

2.対象年月日における受益権の総数	71,371,829,639口	67,163,291,312口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,221,631,313円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,001,641,730円であります。

(追加情報)

自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。	-

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項 目	対象期間 自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日	自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。また当ファンドは、ファンド資金の流出等に伴う組入れ比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	対象年月日 [平成22年8月24日現在]	[平成23年8月24日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成22年8月24日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△4,444,003,692円
合 計	△4,444,003,692円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー日本ファンド(確定拠出年金向け)の期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成23年8月24日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△9,716,177,545円
合 計	△9,716,177,545円

注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー日本ファンド(確定拠出年金向け)の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(平成22年8月24日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	179,456,025	-	171,360,000	△ 8,096,025
	合計	179,456,025	-	171,360,000	△ 8,096,025

(単位：円)

区分	種類	(平成23年8月24日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	557,257,800	-	535,320,000	△21,937,800
	合計	557,257,800	-	535,320,000	△21,937,800

(注)時価の算定方法

1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年8月25日 至 平成22年8月24日)

該当事項はありません。

(自 平成22年8月25日 至 平成23年8月24日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	対象年月日	[平成22年8月24日現在]	[平成23年8月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		0.8568円 (8,568円)	0.8958円 (8,958円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価金額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	74,100	1,901	140,864,100	
ミライト・ホールディングス	1,238,400	580	718,272,000	
長谷工コーポレーション	15,302,500	53	811,032,500	
日揮	366,000	2,060	753,960,000	
NECネットエスアイ	209,400	1,197	250,651,800	
東洋水産	100,000	2,012	201,200,000	
トーモク	589,000	213	125,457,000	
日産化学工業	563,800	761	429,051,800	
エスケー化研	447,000	3,000	1,341,000,000	
サカタインクス	764,000	351	268,164,000	
T&K TOKA	946,900	895	847,475,500	
上村工業	506,300	3,190	1,615,097,000	
寺岡製作所	518,000	350	181,300,000	
未来工業	699,700	877	613,636,900	
JSP	478,800	1,195	572,166,000	
アステラス製薬	80,500	2,883	232,081,500	
参天製薬	200,000	2,995	599,000,000	
ツムラ	38,000	2,383	90,554,000	
JXホールディングス	1,574,300	444	698,989,200	
ニッタ	328,000	1,561	512,008,000	
旭硝子	299,000	717	214,383,000	
日本電気硝子	1,153,000	708	816,324,000	
東京製鐵	441,400	657	289,999,800	
富士機械製造	1,062,800	1,415	1,503,862,000	
住友重機械工業	608,000	407	247,456,000	

ハーモニック・ドライブ・システムズ	131,000	1,500	196,500,000	
新東工業	727,800	710	516,738,000	
SANKYO	221,300	3,960	876,348,000	
マキタ	143,700	2,900	416,730,000	
コニカミノルタホールディングス	809,500	496	401,512,000	
TDK	88,900	3,200	284,480,000	
ローランド ディー. ジー.	141,400	955	135,037,000	
日本航空電子工業	69,000	515	35,535,000	
アオイ電子	259,600	1,250	324,500,000	
小糸製作所	287,000	1,077	309,099,000	
キャノン	148,900	3,580	533,062,000	
トヨタ自動車	128,200	2,718	348,447,600	
武蔵精密工業	535,000	1,717	918,595,000	
日信工業	330,000	1,123	370,590,000	
NOK	112,400	1,196	134,430,400	
アイシン精機	242,700	2,292	556,268,400	
マツダ	2,552,000	153	390,456,000	
本田技研工業	186,900	2,319	433,421,100	
ハイレックスコーポレーション	1,252,700	1,252	1,568,380,400	
ナカニシ	122,000	7,180	875,960,000	
マニー	45,000	2,688	120,960,000	
HOYA	80,000	1,624	129,920,000	
任天堂	56,100	12,550	704,055,000	
静岡瓦斯	1,945,000	505	982,225,000	
東海旅客鉄道	1,276	638,000	814,088,000	
近鉄エクスプレス	90,600	2,360	213,816,000	
プロトコーポレーション	125,700	2,481	311,861,700	
大塚商会	76,300	4,985	380,355,500	
中部日本放送	842,200	456	384,043,200	
KDDI	3,068	548,000	1,681,264,000	
沖縄セルラー電話	4,162	168,200	700,048,400	
DTS	359,400	827	297,223,800	
伯東	675,100	701	473,245,100	
ドウシシャ	260,900	2,071	540,323,900	
黒田電気	485,000	823	399,155,000	
シークス	260,700	900	234,630,000	
伊藤忠商事	2,816,300	762	2,146,020,600	
三井物産	1,362,300	1,220	1,662,006,000	
住友商事	645,500	930	600,315,000	
阪和興業	1,464,000	306	447,984,000	
稲畑産業	392,600	420	164,892,000	
テクノアソシエ	852,700	640	545,728,000	
トラスコ中山	278,100	1,497	416,315,700	
加藤産業	149,200	1,582	236,034,400	
サンエー	213,600	3,030	647,208,000	
エービーシー・マート	181,800	2,831	514,675,800	
ゲオ	4,892	95,500	467,186,000	
ポイント	24,820	3,295	81,781,900	
パル	64,250	2,410	154,842,500	
ナフコ	851,100	1,440	1,225,584,000	
クリエイトSDホールディングス	728,800	1,657	1,207,621,600	
サンマルクホールディングス	211,300	2,915	615,939,500	
良品計画	41,200	4,005	165,006,000	
ドン・キホーテ	85,400	2,881	246,037,400	
ATグループ	923,000	1,010	932,230,000	
三井住友フィナンシャルグループ	718,200	2,170	1,558,494,000	
千葉銀行	673,000	488	328,424,000	
武蔵野銀行	74,500	2,623	195,413,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	747,000	306	228,582,000	

スルガ銀行	1,140,000	670	763,800,000	
三重銀行	1,908,000	187	356,796,000	
琉球銀行	234,800	992	232,921,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,430,000	231	792,330,000	
NK S Jホールディングス	1,757,000	453	795,921,000	
T & Dホールディングス	780,850	1,542	1,204,070,700	
東京センチュリーリース	231,800	1,411	327,069,800	
オリックス	94,610	6,530	617,803,300	
立飛企業	43,900	4,000	175,600,000	
スターツコーポレーション	1,345,000	335	450,575,000	
リロ・ホールディング	723,000	1,406	1,016,538,000	
日神不動産	1,398,600	403	563,635,800	
アーネストワン	619,900	751	465,544,900	
シミック	476,600	1,375	655,325,000	
カカクコム	111,800	3,055	341,549,000	
メッセージ	5,066	251,800	1,275,618,800	
ベストブライダル	3,087	72,300	223,190,100	
イーピーエス	1,896	179,800	340,900,800	
リゾートトラスト	299,100	1,231	368,192,100	
もしもしホットライン	275,050	1,403	385,895,150	
西尾レントオール	1,098,800	499	548,301,200	
トーカイ	215,200	1,639	352,712,800	
合計	72,087,027		59,109,903,550	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年8月末現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	4,738,879,246	円
II 負債総額	2,961,821	円
III 純資産総額(I - II)	4,735,917,425	円
IV 発行済口数	5,239,318,919	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9039	円

(参考) シュローダー日本マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年8月末現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	63,085,915,690	円
II 負債総額	979,040,964	円
III 純資産総額(I - II)	62,106,874,726	円
IV 発行済口数	66,880,856,391	口

V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.9286	円
---	----------------	--------	---

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

(5) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(6)受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会
該当事項はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成23年8月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

①経営体制

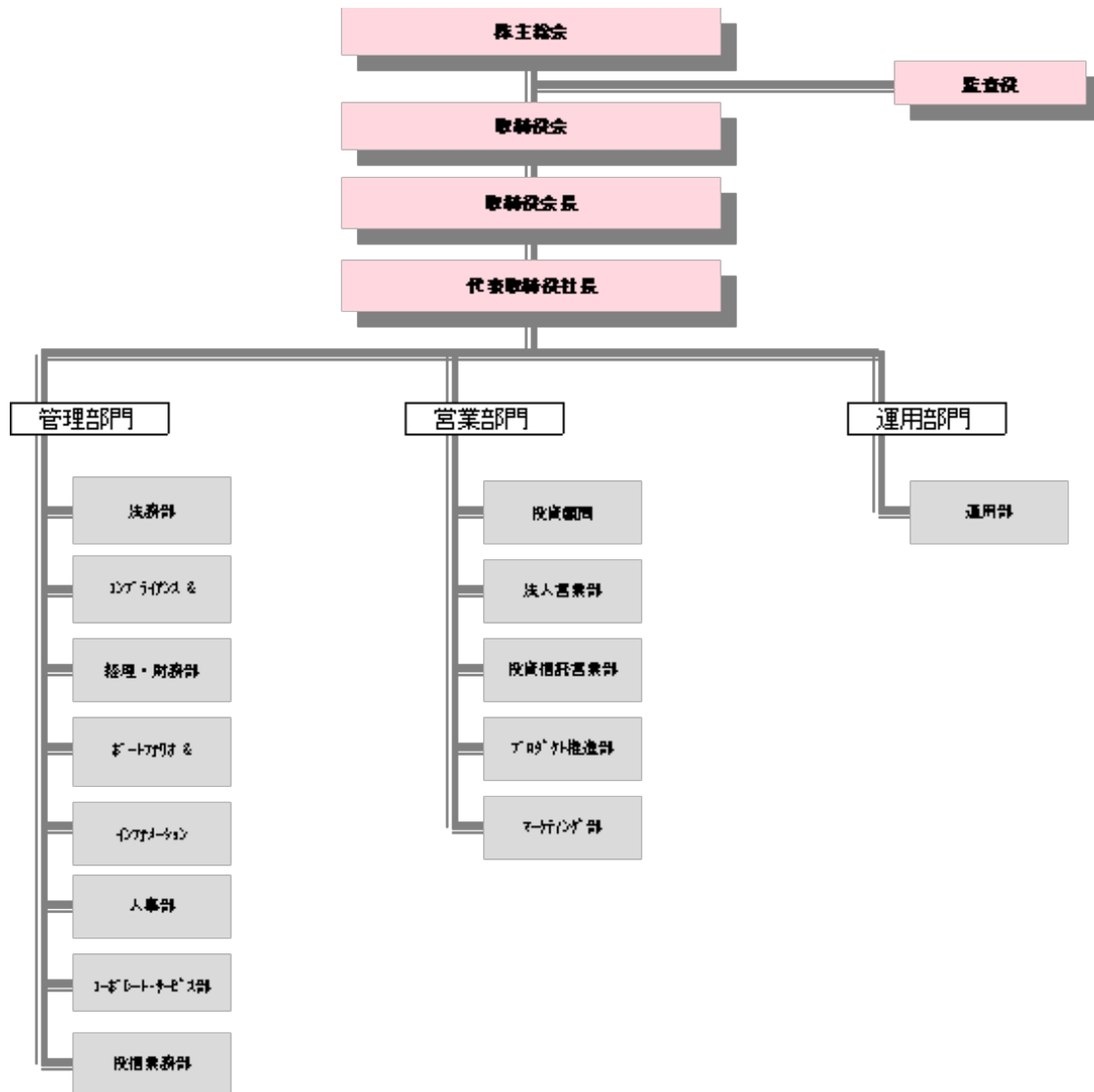
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

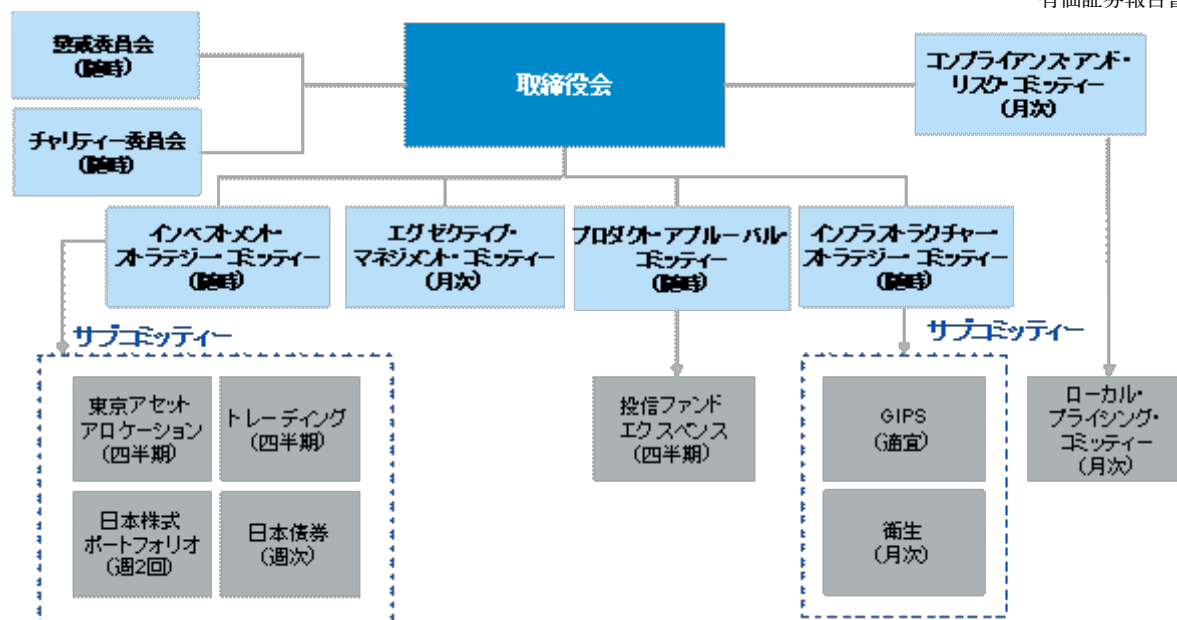
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



②投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成23年8月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	2	5,265,978,347
追加型株式投資信託	55	243,795,890,300
合計	57	249,061,868,647

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	4,745,576	4,766,113
立替金	-	251
前払費用	82,097	69,936
未収入金	138,812	208,957
未収委託者報酬	570,274	486,907
未収運用受託報酬	364,881	253,032
未収還付法人税等	311,724	100,500
未収還付消費税等	45,279	-
1年内受取予定の長期差入保証金	-	12,720
流動資産合計	6,258,646	5,898,420
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 70,329	106,445
器具備品(純額)	*1 52,614	31,864
有形固定資産合計	122,944	138,309
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	16,813	10,201
無形固定資産合計	20,513	13,900
投資その他の資産		
長期差入保証金	242,519	234,114
その他投資	950	950
貸倒引当金	△950	△950
投資その他の資産合計	242,519	234,114
固定資産合計	385,977	386,324
資産合計	6,644,623	6,284,744

(単位：千円)

	第19期 (平成22年3月31日)	第20期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	36,569	57,884
未払金		
未払収益分配金	937	488
未払償還金	22,543	18,563
未払手数料	225,816	193,507
その他未払金	813,722	941,249
未払費用	76,294	123,656
未払法人税等	3,966	9,671
1年内返済予定の長期借入金	*2 -	1,500,000
未払消費税等	-	30,000
賞与引当金	119,258	244,334
流動負債合計	1,299,108	3,119,355
固定負債		
長期未払金	16,229	71,046
長期未払費用	32,270	27,457
長期借入金	*2 1,500,000	-
退職給付引当金	653,359	586,856
役員退職慰労引当金	4,249	6,743
資産除去債務	-	82,041
固定負債合計	2,206,109	774,145
負債合計	3,505,217	3,893,500
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000

資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,149,405	1,401,244
利益剰余金合計	2,149,405	1,401,244
株主資本合計	3,139,405	2,391,244
純資産合計	3,139,405	2,391,244
負債純資産合計	6,644,623	6,284,744

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
営業収益		
委託者報酬	4,909,646	4,034,802
運用受託報酬	1,018,661	1,117,508
その他営業収益	1,450,025	1,921,898
営業収益計	7,378,334	7,074,210
営業費用		
支払手数料	2,124,496	1,650,333
広告宣伝費	116,791	63,841
公告費	2,813	1,124
調査費		
調査費	352,011	391,452
委託調査費	1,271,472	1,039,527
図書費	2,656	2,821
委託計算費	81,437	75,197
事務委託費	5,330	5,695
営業雑経費		
通信費	19,274	26,855
印刷費	29,403	2,576
協会費	9,525	8,277
諸会費	3,453	2,481
営業費用計	4,018,665	3,270,184
一般管理費		
給料		
役員報酬	222,550	406,739
給料・手当	1,486,119	1,482,095
賞与	397,283	919,019
交際費	6,083	5,908
旅費交通費	27,732	58,793
租税公課	22,035	24,771
不動産賃借料	397,618	296,884
賞与引当金繰入	119,258	242,991
退職給付費用	87,568	100,276
役員退職慰労引当金繰入	1,323	2,765
法定福利費	169,083	168,514
固定資産減価償却費	50,678	64,503
諸経費	801,228	776,835
一般管理費計	3,788,563	4,550,098
営業利益（△営業損失）	△428,895	△746,072
営業外収益		
受取利息	4,665	1,658
為替差益	-	18,432
時効償還金	-	4,428
法人税等還付加算金	*6	9,915
雑益	13,301	4,141
営業外収益計	17,967	38,577
営業外費用		

支払利息	*2	17,054	14,054
為替差損		21,909	-
事務処理損失		198	1,790
営業外費用計		39,162	15,845
経常利益（△経常損失）		△450,090	△723,340
特別利益			
事務所移転費用引当金戻入額	*3	21,263	-
過年度損益修正益	*8	-	8,283
特別利益計		21,263	8,283
特別損失			
割増退職金等	*5	37,610	18,246
事務所移転費用	*9	-	1,130
過年度退職給付費用	*4	6,916	-
固定資産除却損	*1	47,251	627
固定資産売却損	*10	-	209
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	*7	-	12,359
特別損失計		91,778	32,574
税引前当期純利益			
（△税引前当期純損失）		△520,605	△747,631
法人税、住民税及び事業税		530	530
過年度未払法人税等取崩益		△31,744	-
法人税等調整額		885,857	-
法人税等合計		854,642	530
当期純利益（△当期純損失）		△1,375,248	△748,161

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,524,654	2,149,405
当期変動額		
純利益（△純損失）	△1,375,248	△748,161
当期変動額合計	△1,375,248	△748,161
当期末残高	2,149,405	1,401,244
株主資本合計		
前期末残高	4,514,654	3,139,405
当期変動額		
純利益（△純損失）	△1,375,248	△748,161
当期変動額合計	△1,375,248	△748,161
当期末残高	3,139,405	2,391,244

重要な会計方針

項 目	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	-----
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(会計処理方法の変更)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失および経常損失は18,270千円、税引前当期純損失は30,629千円、それぞれ増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
----------------------	----------------------

*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,965千円 器具備品 130,699千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 59,888千円 器具備品 138,898千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円
---	---

(損益計算書関係)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 36,303千円 器具備品 10,948千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 17,054千円 *3 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積み計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積み計上額を取り崩したものであります。 *4 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。	*1 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 627千円 *2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 14,054千円 *5 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 *6 法人税等還付加算金には、移転価格に関する相互協議の結果、減額修正による国税の還付に伴って受け取った還付加算金を計上しております。 *7 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額には、資産除去債務に係る過年度分の償却額を計上しております。 *8 過年度損益修正益には、過年度賞与に係る法定福利費見積額の取り崩し漏れを当期に修正したものであります。 *9 事務所移転費用には、引当金取り崩し後に請求のあった事務所移転に係る経費を計上しております。 *10 固定資産売却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 209千円

(株主資本等変動計算書関係)

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第20期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第19期事業年度末 株式数	第20期事業年度 増加株式数	第20期事業年度 減少株式数	第20期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

(追加情報)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

1. 金融商品の状況に関する事項

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
（３）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。 また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第19期（平成22年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１） 預金	4,745,576	4,745,576	—
（２） 未収委託者報酬	570,274	570,274	—
（３） 未収運用受託報酬	364,881	364,881	—
資産計	5,680,731	5,680,731	—
（１） その他未払金	813,722	813,722	—
（２） 長期借入金	1,500,000	1,500,000	—
負債計	2,313,722	2,313,722	—

第20期（平成23年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１） 預金	4,766,113	4,766,113	—
（２） 未収委託者報酬	486,907	486,907	—
（３） 未収運用受託報酬	253,032	253,032	—
資産計	5,506,054	5,506,054	—
（１） その他未払金	941,249	941,249	—

(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000	—
負債計	2,441,249	2,441,249	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第19期 平成22年3月31日現在	第20期 平成23年3月31日現在
資産 (1) 現金及び預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (3) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) 長期借入金 長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。	資産 (1) 現金及び預金 同左 (2) 未収委託者報酬 同左 (3) 未収運用受託報酬 同左 負債 (1) その他未払金 同左 (2) 1年内返済予定の長期借入金 1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	—
未収委託者報酬	570,274	—
未収運用受託報酬	364,881	—
合計	5,680,731	—

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,766,113	—
未収委託者報酬	486,907	—
未収運用受託報酬	253,032	—
合計	5,506,054	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第19期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	—	1,500,000	—
合計	—	1,500,000	—

第20期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	—	—
合計	1,500,000	—	—

（退職給付関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 586,856千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 100,276千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日																																																						
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>限度超過額</td><td>47,979</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>233,031</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td>265,859</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>1,729</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>為替差損益</td><td>57,817</td></tr> <tr><td>その他</td><td>36,191</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>271,935</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>914,544</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△914,544</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	賞与引当金損金算入		限度超過額	47,979	未払費用否認	233,031	退職給付引当金損金		算入限度超過額	265,859	役員退職慰労引当金否認	1,729	未確定債権債務に係る		為替差損益	57,817	その他	36,191	税務上の繰越欠損金	271,935	繰延税金資産小計	914,544	評価性引当額	△914,544	繰延税金資産合計	—	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入</td><td></td></tr> <tr><td>限度超過額</td><td>117,219</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>301,940</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td>238,791</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td>2,743</td></tr> <tr><td>未確定債権債務に係る</td><td></td></tr> <tr><td>為替差損益</td><td>69,536</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>12,463</td></tr> <tr><td>その他</td><td>42,178</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>425,288</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,210,162</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△1,210,162</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左	賞与引当金損金算入		限度超過額	117,219	未払費用否認	301,940	退職給付引当金損金		算入限度超過額	238,791	役員退職慰労引当金否認	2,743	未確定債権債務に係る		為替差損益	69,536	資産除去債務	12,463	その他	42,178	税務上の繰越欠損金	425,288	繰延税金資産小計	1,210,162	評価性引当額	△1,210,162	繰延税金資産合計	—
賞与引当金損金算入																																																							
限度超過額	47,979																																																						
未払費用否認	233,031																																																						
退職給付引当金損金																																																							
算入限度超過額	265,859																																																						
役員退職慰労引当金否認	1,729																																																						
未確定債権債務に係る																																																							
為替差損益	57,817																																																						
その他	36,191																																																						
税務上の繰越欠損金	271,935																																																						
繰延税金資産小計	914,544																																																						
評価性引当額	△914,544																																																						
繰延税金資産合計	—																																																						
賞与引当金損金算入																																																							
限度超過額	117,219																																																						
未払費用否認	301,940																																																						
退職給付引当金損金																																																							
算入限度超過額	238,791																																																						
役員退職慰労引当金否認	2,743																																																						
未確定債権債務に係る																																																							
為替差損益	69,536																																																						
資産除去債務	12,463																																																						
その他	42,178																																																						
税務上の繰越欠損金	425,288																																																						
繰延税金資産小計	1,210,162																																																						
評価性引当額	△1,210,162																																																						
繰延税金資産合計	—																																																						

（資産除去債務関係）

第20期（平成23年3月31日現在）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注） 80,909千円

有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
その他増減額（△は減少）	1,132千円
当事業年度末残高	82,041千円

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

＜関連情報＞

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	4,034,802	1,117,508	1,669,241	252,656	7,074,210

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注3) サービス提供業務報酬の受取 (注4) 情報提供業務報酬の受取 (注5) 運用再委託報酬の支払 (注3) 調査費の支払(注5) 一般管理費(諸経費)の支払(注5)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 5,700 66,379 242,261
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注3)	74,646	未収運用受託報酬	98,288

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの子会社であります。

(注3) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注5) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第20期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	537.5千ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 14,054	一年内返済予定の長期借入金 その他未払金	千円 1,500,000 1,851

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 情報提供業務報酬の受取(注4) 運用再委託報酬の支払 (注2) 調査費の支払(注4) 一般管理費(諸経費)の支払(注4)	千円 47,670 582,798 163,351 698,884 67,237 136,069	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 11,225 80,846 69,490
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注2) サービス提供業務報酬の受取 (注3) 運用再委託報酬の支払 (注2) 調査費の支払(注4)	228,485 643,392 259,701 80,031	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	35,610 49,219 88,607

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じ

た一定の比率により決定しております。

- (注4) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		第20期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	320,347円54銭	1株当たり純資産額	244,004円50銭
1株当たり当期純損失	140,331円50銭	1株当たり当期純損失	76,343円04銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円	損益計算書上の当期純損失	748,161千円
普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円	普通株式に係る当期純損失	748,161千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
平成23年8月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円 (平成23年8月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成23年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (平成23年5月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

「再信託受託会社の概要」

・名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・設立年月日	平成12年6月20日
・資本金の額	51,000百万円(平成23年8月末現在)
・事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	平成12年7月13日
・再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。
・本店所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(注) 株式会社鳥取銀行は、受益権の募集の取扱いおよび販売を行いません。一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱いのみを行います。
ただし、投信自動積み立て（定時定額買付け）の取扱いを行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません

第3 【参考情報】

当計算期間（平成22年8月25日から平成23年8月24日まで）におけるファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は以下の通りです。

提出年月日	提出書類
平成22年11月19日	有価証券報告書
平成22年11月19日	有価証券届出書
平成23年5月20日	半期報告書
平成23年5月20日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年10月6日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）の平成21年8月25日から平成22年8月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー日本ファンド（確定拠出年金向け）の平成22年8月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年9月27日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー日本ファンド(確定拠出年金向け)の平成22年8月25日から平成23年8月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー日本ファンド(確定拠出年金向け)の平成23年8月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。